

魚津市告示第158号

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給要
綱の一部改正について

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱（平成25
年魚津市告示第84号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月19日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は、養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、父子家庭の父は、修業開始日が平成25年4月1日以降のものに限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、県内の養成機関において1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合は、6月以上）のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれる者</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(対象資格)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る。）又は特定一般教育訓練給付若しくは専門実践教育訓練の指定講座で修業するもので、就職に有利となる資格（シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等）について、市長が適当と認める資格も対象資格とする。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(支給額等)</p> <p>第6条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。</p> <p>(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は、養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、父子家庭の父は、修業開始日が平成25年4月1日以降のものに限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、県内の養成機関において1年以上（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合は、6月以上）のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれる者</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(対象資格)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る。）又は特定一般教育訓練給付若しくは専門実践教育訓練の指定講座で修業するもので、就職に有利となる資格（シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等）について、市長が適当と認める資格も対象資格とする。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(支給額等)</p> <p>第6条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。</p> <p>(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請</p>

改正後	改正前
<p>求する場合は、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市長村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金事業の実施について（平成26年9月30日雇児発0930第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市長村民税の賦課期日において同法の施行地に住民登録がない者を除く。以下同じ。）</p> <p>） 月額100,000円</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、支給対象期間の最後の12か月間（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12か月未満であるときは、当該期間）における訓練促進給付金の支給額は、前項各号に掲げる金額に、それぞれ月40,000円を加えた額とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第7条－第15条 （略）</p> <p>様式第1号－第8号 （略）</p>	<p>求する場合は、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市長村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金事業の実施について（平成26年9月30日雇児発0930第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）に規定する母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市長村民税の賦課期日において同法の施行地に住民登録がない者を除く。以下同じ。）</p> <p>月額100,000円</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、支給対象期間の最後の12か月間（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12か月未満であるときは、当該期間）における訓練促進給付金の支給額は、前項各号に掲げる金額に、それぞれ月40,000円を加えた額とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第7条－第15条 （略）</p> <p>様式第1号－第8号 （略）</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。